



〈学校教育目標〉 明るく さわやかな子の育成

しばはら

令和7年5月30日 No.472

さいたま市立芝原小学校

さいたま市緑区芝原2丁目5番地

TEL 873-4133 FAX 810-1123

Web <http://shibahara-e.saitama-city.ed.jp>

いじめ撲滅

校長 砂庭 幸子

今年の5月は比較的過ごしやすい気候が続き、子どもたちは勉強に運動にじっくりと取り組むことができました。この後いよいよ梅雨の時期が到来することとなります。校庭では、1年生のアサガオや2年生とおおぞら学級の野菜、3年生のハウセンカが、そして学校ファームでは、5年生が地域の方から御指導いただき4月末に植えたサトイモがすくすくと育っています。6月の雨でさらに大きくなっていくことでしょう。

さて、子どもたちも新しい学年、新しい学級での生活にも慣れてきたころですが、この新しい環境に慣れてきた6月から、毎年いじめの認知件数が増える傾向にあります。そこで、さいたま市では、6月を「いじめ撲滅強化月間」に指定し、集中的にいじめ撲滅のための取組を行っています。近年ではインターネットやSNSの普及により「パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」といった、発見が難しいいじめも発生するようになりました。ここで、いじめについて確認をします。

【いじめの定義】いじめ防止対策推進法 第2条 第1項>（平成25年法律第71号）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

ここに示されているように影響を受けた側が心身の苦痛を感じれば「いじめ」に該当することになります。感じ方もそれぞれ違うため、意図しなくても相手を苦しめている場合もあります。したがって、「いじめ」と認定される事案も多くなっています。本校では、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という認識のもと、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくりやいじめ撲滅キャンペーン、校長講話、道徳や「いのちの支え合い」を学ぶ授業、アンケート等を行うことで、いじめの防止及び早期発見・早期解決に努めます。学校は、いじめを認知した場合、いじめられている児童を最後まで守り抜きます。学校ホームページにも「さいたま市立芝原小学校いじめ防止基本方針」を公表しているので御確認ください。

子どもたちみんなが明るい笑顔で安心して生活できるよう、すべての教職員、児童及び保護者が、いじめは絶対に許さない、見過ごさないという強い意志をもち、示すことが大切です。6月だけでなく年間を通して、心配なことや不安なことがあればすぐに学校に御相談ください。また、いじめをなくすために何ができるか、少しでも人の為になれるように、子ども達一人ひとりが考えて行動することも大切です。各御家庭におかれましてもこのことについてよく話し合ってください。子ども達のよりよい心の成長につながると考えます。よろしくお願いいたします。